

別紙

日整連第31-1号
整商連第31-1号
平成31年4月1日

自動車整備振興会
各 自動車整備商工組合 専務理事 殿
道内整備協同組合

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
日本自動車整備商工組合連合会
専務理事 木場 宣行
(公印省略)

元号が改められるに伴う自動車検査登録・整備等関連業務の取扱いに
関する国土交通省通達の送付並びに点検整備済ステッカーの取扱いについて

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行に伴い、平成31年4月30日に
天皇陛下が御退位され、翌5月1日に皇太子殿下が直ちに御即位されることとなり、御
即位と同じ5月1日に元号を改める改元が行われます。

今般、国土交通省より、元号が改められるに伴う自動車検査登録・整備等関連業
務の取扱いについて別紙のとおり通達がありましたのでお知らせいたします。

また、点検整備済ステッカーにつきましては、下記により取扱うことについて、関係
当局の了解が得られましたので、ご留意いただくとともに貴会傘下会員に周知方よろし
くお願いします。

記

○元号が改められるに伴う点検整備済ステッカーの取扱いについて

1. 【“平成”表記の点検整備済ステッカー（31年・32年）の取り扱いについて】
改元後（2019年5月1日以降）も、“平成”表記を修正することなく使用
しても差し支えありません。
また、既に自動車の前面ガラスに貼付されている同ステッカー（“平成”表記）
についても、“平成”表記を修正することなく、貼付期限まで貼付していても差
し支えありません。
2. 【新元号表記の点検整備済ステッカーの頒布について】
既に日整連第30-453号（平成31年2月19日付）にてお知らせしてい
る通り、整備事業者等への新元号表記の点検整備済ステッカーの頒布については、
本年7月1日に開始していただくようお願い致します。（別添内参考参照）

以上

（本件に関する問い合わせ：日整連 事業部 與戸、総務部総務課 齊藤）

日整連第 30-474 号
平成 31 年 3 月 5 日

各 自動車整備振興会 専務理事 殿

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

専務理事 木場 宣行

(公印省略)

改元に伴う点検整備済ステッカーの整備事業者への周知公告について

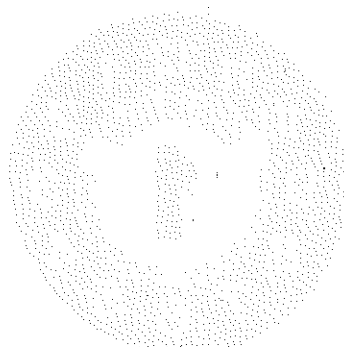
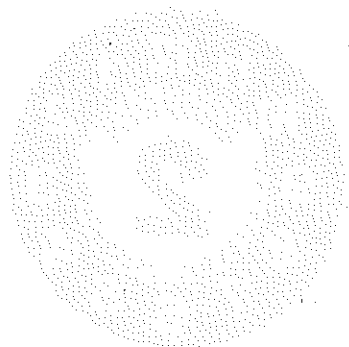
拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当会の事業に対し、種々ご支援、ご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、参考【日整連第 30-453 号(平成 31 年 2 月 19 日付)】でご連絡しました改元に伴う点検整備済ステッカーについて、別紙の記事を日整連ニュース 4 月号に掲載し整備事業者
に周知することをお知らせいたします。

敬具

<本件に関する問い合わせ：総務部総務課 齊藤>



新元号に対応した点検整備済ステッカーを7月から販売


政府は2017年12月8日の閣議で、天皇陛下の退位の日にあたる特例法の施行日を今年4月30日とし、皇太子殿下が翌5月1日に即位されるという日程を正式に決定しました。それに伴い、即位と同じ5月1日に元号を改める改元が行われます。

日整連では、この度の改元に伴い、新元号に対応する点検整備済ステッカーについて元年（表記は1年）用と2年用の2種類を作成（下記イメージ図参照）した上で、本年7月1日より各整備振興会・商工組合の窓口において販売を開始します。

点検整備済ステッカーとは、自動車点検整備推進運動の一環として実施されている「定期点検整備促進運動」で使用されているもので、定期点検整備実施済車に点検整備実施事業場名等を表示した点検整備済ステッカーを発行及び貼付することにより、実施責任を明らかにするものです。また、自動車使用者に対し、次回の点検時期を知らせることによって自動車使用者の保守管理意識の高揚を図るとともに、定期点検整備の実施の励行を促進することを目的としています。

なお、現在販売中の31年及び32年の点検整備済ステッカーについては、7月1日以降も使用することができますが、7月1日より新元号に対応する点検整備済ステッカーが販売開始となることを考慮していただき、在庫には留意しご購入頂きますようお願い申し上げます。

○仕様及び表記

	新元号元(1)年ステッカー	新元号2年ステッカー
ステッカーの地色	青色	赤色
表面中央表記	1	2
裏面下部表記	新元号2年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。	新元号3年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。
イメージ図※		

※2019年3月時点のイメージ図のため、実際の商品では仕様が若干変更となる可能性があります。

※本記事は2019年3月に作成しているため、2019年4月以降、31年及び32年の点検整備済ステッカーについて読替え規定が適用されることを前提としております。

日整連第 30-453 号
平成 31 年 2 月 19 日

各 自動車整備振興会 専務理事 殿

社団法人 日本自動車整備振興会連合会
専務理事 木場 宣行
(公印省略)

点検整備済ステッカーの改元に伴う取扱い予定について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当会の事業に対し、種々ご支援、ご協力をいただき有難うございます。

さて、各振興会における標記取扱いについて、下記の通り予定しておりますことをお知らせいたします。

なお、整備事業場における標記取扱い等については Jasp News 4 月号にて周知公告を掲載予定であり、掲載内容が決定しましたら別途お知らせしますことを申し添えます。

記

【新元号対応 点検整備済ステッカーについて】

1. 元年（表記は 1 年）・2 年ともに作製します。
2. 2019 年 6 月 20 日からの発送開始を予定しております。
⇒即日出荷に対応可能な在庫の積み増しに 2 ヶ月程度必要なため
3. 受発注システムでの予約受け期間は 2019 年 5 月 20 日～6 月 19 日を予定しております。
4. 販売は 2019 年 7 月 1 日より全振興会一斉での開始をお願いします。
⇒振興会別による差異を防ぐため
⇒現行 点検整備済ステッカーの販売は 2019 年 6 月 30 日をもって停止

【現行 点検整備済ステッカーについて】

1. 2019 年 5 月 7 日発送分から、[※]最低注文ロット数以下での注文受付を開始します。
⇒一斉切替えに伴い、在庫調整を行っていただく必要があるため
(現行 点検整備済ステッカーの買取り・交換は対応出来かねます。)
([※]最低注文単位数は 100 枚となります。)

※別紙工程表もご参照ください。

以上

<本件に関する問い合わせ：総務部総務課 齊藤>

